

育児・介護休業法が改正されました!この機会に職場環境を整備しませんか?

男性も

女性も

無料

育休をとりやすい 職場づくりを 専門家がサポートします



育児・介護休業法が改正され、2022年4月から順次施行されています。

2022年 4月～ 雇用環境整備、個別の周知・意向確認、有期雇用労働者の取得要件緩和

2022年10月～ 産後/パパ育休の創設、育児休業の分割取得

2023年 4月～ 育児休業取得状況の公表の義務化(従業員数1000人超の企業)

従業員の育児休業取得について、無料でご相談いただけます。

育休をとりやすい・復帰しやすい職場をつくるため、仕事と育児の両立支援のノウハウを備えた「仕事と家庭の両立支援プランナー」が、厚生労働省の「育休復帰支援プラン策定マニュアル」をもとにアドバイスいたします。

こんなお悩みはありませんか？

出産予定の女性従業員の
産休・育休のフォローをし、
円滑に復帰してもらいたい

男性従業員も育休を
取得しやすい環境にしたいが、
どのように職場で対応して
よいかわからない

助成金申請にあたり
「育休復帰支援プラン」を
作成したい

ホームページよりお申込みください



Q 仕事と家庭の
両立支援プランナーとは...

A 仕事と育児の両立支援のノウハウを持つ、**社会保険労務士・中小企業診断士**などの専門家です。事業者から労働者に向けた支援方法についてアドバイスします。

Q 育休復帰支援プラン
とは...

A 中小企業が、自社の労働者の円滑な育休の取得及び育休後の職場復帰を支援するために策定するプランです。

<https://ikuji-kaigo.com/> TEL 03-5542-1740



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生労働省委託事業
中小企業育児・介護休業等推進支援事業

『仕事と家庭の両立支援プランナー』

による支援の流れ

～育休取得から復帰まで～



仕事と家庭の両立支援プランナーによる支援を受ける

従来までの訪問支援に加え、「Zoom」や「Teams」を利用したオンライン支援も可能です。
日程調整の難しい方や、在宅勤務している方も利用しやすくなりました。

無料の支援を受けて『育休復帰支援プラン』を策定すると、 こんなメリットがあります！

人材確保

安心して育休を取得し、
復職できる環境づくりをすることで、
優秀な人材が
継続して就業できるよう
なります！

業務効率化

プランを実行し、職場の
マネジメントが改善されることで、
育休取得者だけでなく、
職場全体の業務の効率化に
繋がります！

働き方改革

育児休業中の業務を滞りなく
遂行するための体制作りができます。
復職後、育休取得者が時間制約のある
状態でも無理なく就業できる働き方
が実現できます！

「両立支援等助成金・育児休業等支援コース」を活用する場合は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/

厚生労働省ホーム ▶ 政策について ▶ 各種助成金・奨励金の制度 ▶ 事業主の方のための雇用関係助成金 ▶ 仕事と家庭の両立支援関係等の助成金

お問い合わせ

株式会社 パソナ
育児・介護支援事務局

TEL 03-5542-1740 月～金曜日 9:00～17:30
※年末年始(12/30～1/4)を除く

※本事業は株式会社パソナが厚生労働省より受託・運営しています。

支援のお申込み

<https://ikuji-kaigo.com/>

イクプラ



【お電話でも
お申込みができます】 TEL 03-5542-1740

